

令和元年度 「ハラスメントの基礎理解と防止」研修実施要領

- 1 研修目的 福祉現場で想定されるパワハラ、セクハラ、マタハラ等について、正しい理解と予防対策について学ぶ
- 2 主催 山梨県社会福祉協議会
- 3 対象者 社会福祉施設等に勤務する中堅職員
- 4 開催日 令和元年 10月 4日 (金)
- 5 申込受付 令和元年 8月26日 (月)～9月9日 (月) (期間厳守)
- 6 受講料 会員5千円、非会員7千円
- 7 定員 50名
- 8 実施場所 山梨県福祉プラザ 4階会議室
甲府市北新一丁目2-12 (TEL055-254-8610)
- 9 日程・科目及び講師

時 間	内 容
9:00	受付
9:25	オリエンテーション
9:30	講 義 1. ハラスメントの定義と種類 以下、講義及び、演習を実施 2. セクシャルハラスメントについて ・セクシャルハラスメントとその構造を理解する ・セクシャルハラスメントに当たらない注意の仕方
12:00	昼 食
13:00	講 義 3. パワーハラスメントについて ・上からのパワーハラスメントを防ぐ(上司・部門責任者向け) ・下からのパワーハラスメントを防ぐ(部下・一般職責任者向け) 4. マタニティーハラスメントについて ・マタニティーハラスメントとその構造を理解する (パタハラ含む) 講 師 株式会社ツクイスタッフ 内部統制室 課長 町田 成尚 氏
16:30	研修アンケート記入・提出 閉講

10 その他

- ① 会場の関係で、先着順で50名になり次第締め切ります。
- ② 昼食は、各自で用意してください。
- ③ 駐車場は、**第2駐車場(交番西側)**を指定します。端から詰めて駐車するため、研修終了まで出入りはできなくなる場合があります。
できるだけ公共交通機関の利用又は、乗り合わせをお願いいたします。
- ④ 研修会場は、個人の希望に合わせての室内温度調節ができません。
- ⑤ 研修は、気象状況等により、日程変更あるいは中止になる場合があります。